

# 津久見の切支丹資料

増村隆也

## 目次

- 一、下青江井牟田のクルスバ
- 二、上青江川内の切支丹墓
- 三、天徳寺跡
- 四、宗麟の居館跡
- 五、転び切支丹の古文書
- 六、引用文献

### 一、下青江井牟田のクルスバ

津久見市下青江井牟田（いむた）の世尊寺の下の一郎坂の坂道を登ること約一町、左側に別れる小さな道に沿って古い大きな桐の古株が五、六個ある。この小さい左側の小道に沿ってみかん畑の中を行くこと十五、六間で谷川に出る、この谷川の向い側の広いみかん畑の岡が字クルスバと呼ぶ土地である。

全体にみかんの木が植つていて、みかん畑も他のものより奥行が広く、畑は二段となり約一反歩の広さで、畑の裏側は山と

なり、前面は開け眺望もよく市街を一望のもとに収め津久見湾を望み、山に向つて左側は音羽山（おとばやま）である。

古老の話ではこのクルスバの横を流れる谷川の水は夏の干魃の時でも決して絶えることなく、清い音をたてて流れていると云う。クルスバも水に便利な所を選んで作られたものと考えられる。

クルスバのクルスは十字架の事で、クルスバは十字架のある場所の意味で、昔切支丹信者がキリストを礼拝していた所である。

津久見の彦の内にクリ芝のある事は周知の事実で、クリ芝はクルスバのなまつたものと云われている。

## 二、上青江川内の切支丹墓

津久見市上青江川内にあり、川内（かわち）の橋の手前の道を左に折れ約五十米で老木の鬱蒼と茂る天神社に行き当る。天神社の右横の山道を登ること約五十米の所で、みかん畑に上る石段の道を登りみかん畑の中を通ること七十米位の所に茂つたはげの木がある。はげの木の下に草ぼうぼうと生えた中に東に向つて山を背にして一列に整然と密着して並んだ十四、五基の墓石がある。

墓石の右端の二基は大きく高さ二三〇糎位あり、法名のきざまれている所から仏教信者の墓であろう。

それより次の二基は墓の頂（いただき）が三角形で幅十二糎から三十糎あり高さ約八十糎の墓あり、法名の記載なく上部に横に引く三本の線あり、それより左に進むに従つて無名の数多の墓あり、墓は天蓋様の石を上部にのせた四角形の小さな墓で、高さ約七十糎から低いのは五十糎位のものもある。

左端より二番目・三番目・四番目の墓には明らかに正面に十字架がきざんであるのを見る、まぎれもない切支丹墓である。

この川内（かわち）は佐伯領と臼杵領の境を接する所で、背後に八戸高原があり、佐伯領としては飛石の恰好をなしている為、その取締りも不十分であつたのであろう。その為切支丹墓は破壊されずに現在まで保管されていたのであろう、佐伯

領としては珍らしい遺物である。

偶々車中で会つた某医が噂話の序に、川内に切支丹の墓があると云う話を聞いたことがあると云う話に、某医を案内に川内に行つて見たが、某医の話聞いた老爺は既に死し、老婆の話は全く訳が分らず、話している内に落人（おちびと）の墓ならあの小高い所にあり、村の某が祀つてると云うので、尋ねて行つて見ると、果して切支丹の墓であることを発見した訳であつた。川内のコンクリートの橋に立つて見ると左側の小さな丘に巨岩があり、巨岩の奥に鬱蒼と繁る木の下が切支丹墓のある所である。

### 三、天 徳 寺 跡

大友宗麟が津久見に建てた寺を天徳寺と云つた。勿論切支丹寺である、その寺院を捜して古老の話を聞いて見ると、天徳寺のあつた所は、津久見市彦ノ内「ミウチ」にある宗麟の墓と小川一つ隔てた、平坦な一段余の土地で、みかん畑となつている所が天徳寺の跡と云う。

明治の頃この天徳寺跡、今みかん畑にある扁平な大きな石を、何か大事なものがかくされておるとの云い伝えを、真に受け掘つた者があつた。石は大きく重く、夜ではあるしで石を起すことが出来ず、結局失敗に終つた由である。

この宗麟の建てた寺、天徳寺に就いて考察して見ると、天徳寺と云うのは天の徳の寺である、天に在します吾等の神よの天である。仏教式に云うならば仏徳寺である。

この天徳寺と云うのは薩摩の大軍が豊後国に侵入して来る直前、島津に連敗した宗麟は、天正十四年（一五八六）三月豊臣秀吉に直接会つて秀吉の援兵を受けて、島津を滅さねばならないと考え、臼杵の城から船に乗り大阪に行く時、宗麟は姓を天徳寺と改め、その従士柴田久三統勝（むねかつ）に天徳寺の姓をゆるし、為に大友宗麟は天徳寺宗麟となり、従士柴田久三統勝は天徳寺久三統勝と改名した訳であつた。

その事に関し大友文書録には「天正十四年三月宗滴（宗麟）は秀吉の援兵を受け島津を滅ぼさんと欲し、臼杵より船を海に浮べ東す、この時、号を天徳寺と改め從士柴田久三をして天徳寺を号せしむ」と書いてあり、天正十四年十二月宗麟に与えた秀吉の書状には天徳寺左衛門入道（宗麟）と記している事は見逃す訳に行かない。これは秀吉によつて大友宗麟ではなく、天徳寺宗麟と云う名前が公認された訳である。又大友文書録には天徳寺統勝と記し、又天正十四年三月二日宗麟のお供をして大阪に行く統勝に忠勤を頼んだ嗣子大友義統（よしむね）の書状にも天徳寺久三と記している。

何故に宗麟が姓を天徳寺と替えたかは大友文書録には「按ずるに宗滴の此の行は頗る義統の使に似たり、故に謙退を恐れて改号に及ぶか」と記している。

天正十四年三月柴田久三統勝が天徳寺統勝と天徳寺の姓を許された関係上、同年五月大友義統は統勝の父柴田礼能にも天徳寺を名乗る事を許した。この様な関係で天徳寺は宗麟の姓であり、その姓を許された家来もいた程で、柴田礼能は「レイノオ」と読み、キリスト教の名前であることが知られる。

この大友宗麟の姓である天徳寺が、津久見市彦ノ内「ミウチ」に造られた切支丹寺の名前につけられた訳である。

#### 四、宗麟の居館跡

古老の話では宗麟の墓のある土地が宗麟の居館のあつた所であると云う、見ると墓のある台地に約六個の礎石が昔のままに置かれてある、動かすとかかたたりがあると云つて、昔から誰も他に動かすことなく昔のままになつていと云う。見ると小さな住宅であつたと想像することが出来る。この居館から谷川一つ隔てた切支丹寺、天徳寺に行つて信仰の生活に入つていた訳である。

慶長十八年（一六一三）ヨセフが宗麟の墓に教会を建ててゐる。これが宗麟の墓地に建てたのか天徳寺跡に建てたのかは、はつきりしないが多分天徳寺跡に建てたものと思われる。

## 五、転び切支丹の古文書

津久見市下青江の解脱寺に古峰和尚の書いた転び切支丹に関する記録がある。これは古峰が同寺の檀家中の元切支丹であつた者を取調べ、臼杵藩の係に提出した書類の扣で、その範圍も津久見市大字下青江の小園、志手、警固屋、大字徳浦、大字堅浦で津久見の一部分であるが記録としては珍らしい記録である。

この内警固屋村の勘右エ門の父彈正夫婦は元來禪宗の門徒であつたが、大友宗麟が津久見の赤川内天徳寺に隠居した時、官命に従つて、是非を論せず切支丹となり、その後大友断絶の頃切支丹を転宗して禪宗にならねばならなかつた始末がよく書かれている。

ここに書かれている古峰和尚は幼時臼杵の真宗光蓮寺にて仏門に入り、後月桂寺の禪僧となり、藩主稲葉信通（のぶみち）公の帰依を受け、正保二年解脱寺の二世となり居ること八年にして月桂寺に帰り月桂寺の五世となつた人である。以下その記録を見ると、

祖先ハきりしたんの事（其一）

一、津久見小園村七兵衛老母七八歳已前之頃、其父随上意、一旦きりしたんに罷成者也。渠之七八歳已後、其父きりしたんをころび、皈依禪宗也。是故自慣伝受于父之宗旨而、從幼少為禪宗門下徒、而于今無改変也。爰以竟未きりしたんの法様を不知也。上二所□父之事遠、今依記憶于幼少之昔而、只如夢中相似、而未為□□之者也。以上。

右一条之事、彼老母自身之口弁也。於此愚僧熟見渠□□態、則老耄婆子也。故再不違詰渠者也。唯所為証者、其子七兵衛從來禪宗門中徒当寺檀那也。以之為所拠者也。仍如件。

正保三年

津久見解脱禪寺

八月四日

古 峰 印

寄御奉行処 伊藤兵太夫殿  
宇佐美十右衛門殿也

始ハきりしたんの事 (其二)

一、津久見志手村善三郎其婦、与最初之夫久兵衛為夫妻時ハきりしたん也。彼夫寛永十年之頃、於長崎ばてれんを捉、渡与奉行処而帰此本国、其時即夫婦並男子之亀次、壹人之女子、同きりしたんをころび為禪宗門下徒者明白干当世也。彼最初之夫死じ、去而後之夫善三郎者他宗之門下生也。其妻並継女子壹人禪宗也。事具在前紙面。右之男子亀次者、在他家之内而当寺之檀那也。是故今于爰除之者也。仍如件。

正保三年

津久見解脱禪寺

八月四日

古 峰 印

寄 御奉行処

先祖ハきりしたんの事 (其三)

一、津久見鑿固屋村勘右衛門其父彈正夫婦並其身、元來禪宗門下之徒也。大友休菴公於津久見赤川内天徳寺被隱居之時、隨官命而不論是非一回きりしたんに罷成者也。其後大友殿苗裔斷絶之頃きりしたんをころび、又如前々右之夫婦並其身再帰依禪宗、參詣于津久見之大雄禪寺之事。

一、右之勘右衛門当于十二歳其母死去了也。其時憑于右之大雄禪寺僧、而葬之以其礼之事。

一、右之勘右衛門当于二十三歳其父死去之時、是亦憑于前之禪寺之僧、而以其礼葬之也。爾來弥慕父母之宗旨而、逐日參詣大雄寺。大雄寺破却之後、繼而參詣当寺、而于今無變易之事。

右之件々勘右衛門自身口頭之弁也。於此愚僧欲就他別人而尋問于右之始末。然而於其村無与彼勘右衛門比年老人。是故或問于隣近之人或樵漁之夫。則答曰某等徒幼少只見偏渠之尊崇禪宗而參詣当寺也。爰以為禪宗門下徒者也。仍如件。

正保三年

八月三日

寄 御奉行処

先祖ハきりしたんの事（其四）

津久見警固屋村甚右衛門、其奴龜次其父久兵衛父子、同元來ハきりしたん也。彼父寛永十年之頃、於長崎ばてれんを捉、渡与奉行処而帰此本国、其時即父子同きりしたんをころび、為禪宗門下徒之事、無隠于当世者也。仍如件。

是ハ寄甚右衛門一人者也。

始ハきりしたんの事（其五）

津久見徳浦惣右衛門其奴源次郎廿年前ハきりしたん也。主人早知之而堅戒禁之痛教訓之。於此彼奴即きりしたんをころび、為禪宗門下徒者也。已上之事惣右衛門即与奴同口一舌而啓之。愚僧唯為所抛者、彼惣右衛門從始禪宗之門下生、當時之檀那也、独以之為証者也。仍如件。

寄 御奉行処

先祖ハきりしたんの事（其六）

津久見堅浦善兵衛其父ハきりしたん也。雖然渠三歳之時其父依死去、及其成人而其父きりしたんなりし事伝聞のミにして、未知其法様也。其母ハ浄土宗曰杵之宝岸寺之檀那也。是故当于寛永元年五月十三日而慈母死去時、憑彼宝岸寺之僧、葬之以其礼。依是慕母之宗旨而、年來浄土宗也。其後別有法縁而帰依禪宗、而為曰杵見星禅院之檀那也。其時節依住于曰杵御城下也。

今却住在于津久見。是故參詣当寺者也。已上之事ハ善兵衛自身口頭之弁也。愚僧証渠為禪宗之門下生者、更以有所抛也。仍如件。

正保三年

八月三日

寄 御奉行処

先祖ハきりしたんの事（其七）

津久見堅浦茂右衛門其父与兵衛夫婦、彼茂右衛門（茂右衛門とある右側に）未生已前きりしたん也。慶長十九年之御改之時、即きりしたんをころび、夫婦同帰依禪宗之来由、茂右衛門成人而後聞之者也。爰以きりしたんの法様、從最初不知之。只生而在禪宗門中者也。是故当于寛永元年八月十一日其父死亡之時、憑于津久見大雄禪寺之住持而以禪葬之。又当于寛永十二年五月十九日其母死去之時、右之禪寺依破滅、憑于当寺先住持俊藏主而葬之以其礼。其後当于慈父十三年忌、寛永十三年八月十一日請右之俊藏主供養仏僧者明白也。而後弥慕父母之宗旨而到今參詣当寺者也。已上之事彼茂右衛門自身口頭之弁也。於此愚僧欲糺其実否而、尋問于渠之近隣之衆老人、則其某等之返答亦与右渠之口頭相応也。爰以為禪宗門下徒者也。仍如件。

正保三年

津久見解脱寺

八月三日

古

峰 印

寄 御奉行処

先祖ハきりしたんの事（其八）

○一、津久見堅浦六左衛門祖父道閑並其身、三拾餘年已前ハきりしたん也。慶長十九年之御改之時、即きりしたんをころび、祖父並六左衛門帰依禪宗而參禪津久見之大雄禪寺、其禪寺破却之後、繼而參詣当寺之事。

一、彼道閑当于寛永元年十月十三日死亡了也。其時憑于当寺先住持權藏主而葬之以其礼之事。

一、彼六左衛門欲詳于祖母之消息。然而無其来由。其故如何、渠之四歳之時、其祖母依死亡也。父之消息亦猶未詳、其故如



何、渠猶在母胎之時其父依死去也。粗詳母之消息、其故如何、渠之幼少之時、再有夫妻緣隨繼夫而去到芸州、而終二十年前死亡之由、他年已前傳聞之事。

右唯此一條於今日之儀雖不相闕、右最初之一件依啓發祖父之事也云爾。

右件々之事、六左衛門自身口頭之弁也。於此愚僧欲亂其実否、尋問彼堅浦之諸老夫、則其某等之返答亦与右渠之口頭相応也爰以為禪宗下徒者也。仍如件。

正保三年

八月三日

寄 御奉行処

先祖ハきりしたんの事（其九）

一、津久見堅浦清兵衛其父市右衛門夫婦並其身三十餘年已前きりしたん也。当于慶長十九年二月廿二日彼父死去了也。其ときりしたん法様之葬埋仕之事。

一、彼清兵衛其母、慶長十九年之御改之時きりしたんをころび、即成一向宗而參詣津久見赤川内之西教寺。是故当于寛永四年其母死去之時、憑于依一向寺之坊主而葬之以其礼之事。

一、彼清兵衛亦慶長十九年之御改之時、即きりしたんをころび婦依禪宗參詣津久見之大雄禪寺。其禪寺破却之後繼而參詣當寺而于今無改変。是故当于彼父市右衛門廿五年忌而、寛永十四年二月廿二日請于白杵月桂禪寺之侍衣僧並當寺先住持俊蔵主而伸供養者也。昔年猶右件々何況到今日きりしたんに心あらんや。唯打成一片尊敬禪宗而已之事。

右件々事。彼清兵衛自身口頭之弁也。於此愚僧欲亂其実否而、尋問于彼堅浦之諸老夫、則其某等之返答亦与右渠之口頭相合者也。愚僧亦有觀渠之志、其故如何、当于父三十三年忌正保二年二月廿二日從前三日、就野納供養仏僧者明白于衆人也。以之觀之、則誠きりしたんに心無して、尊敬禪宗者歟、爰以為禪宗門下徒當寺檀那者也。仍如件。

正保三年

八月三日

寄 御奉行処

津久見解脱寺

古 峰 印

六、引 用 文 献

大分県郷土史年表、大分県郷土史料集成戦記篇、大分県地方史第六号、大友史料、続大友史料、解脱寺文書。

踏 絵 — 外国の非難で廃止し奉行が悪どい責苦 —

長崎奉行が「踏絵」廃止を通達したのは、安政四年（一五八七年）十二月二十九日、この踏絵はキリシタン宗門検出のため、長崎奉行が寛永年間（寛永三年、五年、六年と異説がある）からはじめたもので、この踏絵に感じないものは厳しい責苦を受け、改宗を強いられた。最初は紙や布、銅版に聖像を描いたものを踏ませていた。寛文九年（一六六九年）には細工師祐佐に銅で聖像を作らせ、以後これが長く用いられた。踏絵は正月四日から九日まで、毎日十数町ずつ行われ、役人が聖像をもつて各戸を巡回、妊婦や病人の足にまでふませて調べられた。各家では着飾つて踏絵を行ひ、これが済むと不浄な聖像にふれたというので、赤飯を炊き、酒宴を張つて厄払をした。とくに丸山の遊女たちは華美を尽した衣装をまとい、素足で、聖像を踏んだので、見物人でにぎわつたという。キリシタンの村、浦上は正月十二日から十七日まで行われていたが、信者たちは帰宅後、痛悔の祈り「をささげ、秘蔵の聖像に神酒を供えて、天主の教えを子孫に伝えるために絵踏をしたことをわび、また聖像を踏んだ足を洗つた水をのんだりしていた。しかしこの踏絵制度は各国の悪評を買い、「憎むべき儀式」||ケンペル||「悪魔の行ひ」||レオン・バジエス||といわれ、スイフトもガリバ―旅行記で、ひにくつているほどだつた。とくに米国のハリスや、出島蘭館長のヘンドリック・クルチユースの憤激は物すごく、長崎奉行も踏絵が一種の行事化してしまつて、信者発見には役立たないこと、諸外国をすべて敵に回すことになるなどを幕府に建白、ついに安政五年の正月からは宗門改めだけとなり、明治初年にはこれも廃止されて信仰の自由が確立されたのだつた。

（毎日新聞||廿二、九、廿一・立川理）